

尾張旭市選挙管理委員会（令和5年第6回）会議録

- 1 開催日時
令和5年3月15日（水）
開会 午前10時
閉会 午前10時30分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 303会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委員 森賀則、堤美昭、加藤隆広
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長 杉浦敬典、係長 堺和彦、書記 森重雄太
- 7 議題
付議議案一覧のとおり
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和5年第6回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、愛知県議会議員一般選挙及び市議会議員一般選挙関係の5議案、規程の改正及び廃止関係の3議案、合計8議案でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>（委員長あいさつ）</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。</p>

	<p>前回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等 はありますか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したい と思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>第34号議案から第37号議案までは、関連がありますので 一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第34号議案から第37号議案につきましては、それ ぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第34号議案及び第36号議案の「投票立会人の 選任について」でございます。</p> <p>公職選挙法第38条第1項の規定により、市の選挙管理委員 会は選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て2人以上5 人以下の投票立会人を選任しなければならないとされてお りますので、第34号議案は県議選について、第36号議案では 市議選について、別紙の一覧のとおり投票立会人を選任しよ うとするものでございます。</p> <p>選任につきましては、各投票区に2人とし、原則、前半・後 半の2交代制として午後1時30分に交代することとしてい ます。</p> <p>続きまして、第35号議案及び第37号議案の「期日前投票 所の投票立会人の選任について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第48条の2第5項の読替規定による同法第3</p>

	<p>8条第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、期日前投票所において、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任しなければならないとされております。このため、第35号議案は県議選について、第37号議案では市議選について、期日前投票所の投票立会人を別紙の一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>第34号議案から第37号議案の説明は以上です。</p>
委員長	<p>では、第34号議案から第37号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第34号議案から第37号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第34号議案から第37号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第38号議案「選挙運動用ビラ証紙の地紋の決定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第38号議案「選挙運動用ビラ証紙の地紋の決定について」</p>

	<p>ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第142条第7項の規定により、選挙運動のために使用するビラには当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、証紙をはらなければ頒布できないとされており、また尾張旭市公職選挙管理規程第34条の3においてその様式が規定されております。</p> <p>また、同規程において選挙運動用ビラの地紋については選挙の都度、選挙管理委員会で定めると規定されておりますので、今回の市議選において、選挙運動用ビラ証紙の地紋を下図のとおり定め、色を緑色、規格を縦1.6cm、横1.9cmとするものでございます。</p> <p>第38号議案の説明は以上です。</p>
委員長	<p>では、第38号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第38号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第38号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第39号議案「尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について」事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>第39号議案「尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の一部改正に伴い、期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書に係る申立て内容が見直されたため、同規則に準じて定めている規程を改正するものです。</p> <p>具体的には期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓について、期日前投票又は不在者投票の事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定を不要とすることとされたため、該当様式である尾張旭市公職選挙管理規程第5号様式（その1）について、従来の該当事由にマルをつける様式だったものを議案のとおり変更するものです。</p> <p>第39号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第39号議案について、ご質問等はございませんか。
委員	(なし)
委員長	ご質問等ないので、第39号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）

<p>委員長</p>	<p>第39号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第40号議案「尾張旭市選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>では第40号議案「尾張旭市選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、尾張旭市個人情報保護条例が令和5年4月1日に廃止され、本市における個人情報の取扱いについて、同日以後は個人情報の保護に関する法律の適用を受けることとなることに伴い、所要の整備を図るために行うものです。</p> <p>具体的には、尾張旭市個人情報保護条例に関する部分を削ること、条例番号中の尾張旭市の記載を削るものとなっております。</p> <p>第40号議案の説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第40号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>委員長</p>	<p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第40号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第40号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第41号議案「尾張旭市選挙管理委員会個人情報保護規程の廃止について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第41号議案「尾張旭市選挙管理委員会個人情報保護規程の廃止について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、尾張旭市個人情報保護法施行細則の制定により、現行の尾張旭市個人情報保護規則が令和5年4月1日に廃止されることに伴い、関連する当該規則も合わせて廃止する必要があるために議決を得ようとするものです。</p> <p>第41号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第41号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	（なし）
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第41号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	全員挙手（原案可決）

委員長	第41号議案は可決されました。 本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。
事務局	○ 旭野高校との選挙啓発連携について ○ 次回以降のスケジュールの確認
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。